北海道運輸局公示第５８号

（令和６年１月２５日最終改正）

個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法

個人タクシー事業の許可等をするにあたり実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年１月２３日

北海道運輸局長　中本　光夫

記

Ⅰ　試験制度

１　事前試験

許可申請等をする前の者（以下「受験者」という。）を対象として実施する試験。

２　申請後試験

許可申請等をした者を対象として実施する試験。

Ⅱ　事前試験

１　受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（１）から（３）のいずれにも該当する者であること。

（１）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。

（２）年齢が６５歳未満（「個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準」（平成１４年１月２３日付け北海道運輸局公示第５５号。）以下「審査基準

公示」という。)」Ⅱの許可申請にあっては８０歳未満）であること。

（３）審査基準公示のＩ３（２）又はⅡ３に適合すること。

ただし、審査基準公示において「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、審査基準公示別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表において「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

２　受験申込書の受付期間及び試験実施時期

（１）受験者は、受験する営業区域を管轄している運輸支局長を経由して北海道運輸局長あてに別添１の受験申込書を提出すること。

（２）受験申込書の受付期間は、毎年次の（３）①及び②で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。

①　法令及び地理の試験

８月１日から８月３１日まで。

②　法令のみの試験

ア　４月１日から４月３０日まで。

イ　８月１日から８月３１日まで。

ウ　１２月１日から１２月２８日まで。

（３）試験は、毎年次の①及び②で定める試験区分に応じた各期間におけるいずれかの日に実施する。

①　法令及び地理の試験

１１月１日から１１月３０日まで。

②　法令のみの試験

ア　７月１日から７月３１日まで。

イ　１１月１日から１１月３０日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行うこととする。

ウ　３月１日から３月３１日まで。

３　出題範囲及び設問形式等

別添２のとおりとする。

４　試験実施後の取扱い

（１）試験実施後２週間を目途に、合格者の公表を行うこととする。

（２）（１）と併せて、合格者に対して別添３の合格証を発することとする。

なお、合格証の有効期限は、合格証の発行日から２年を経過する日もしくは、年齢が６５歳又は８０歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

５　その他

（１）受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることができることとする。

（２）試験合格後に１（３）に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ　申請後試験

１　試験対象者

次の（１）から（３）に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、Ⅰに規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

（１）許可申請の場合

許可申請者

（２）譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

（３）相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

２　試験の実施時期

（１）許可申請の場合

毎年１１月１日から１１月３０日までの間のいずれかの日に実施する。

（２）譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の①及び②の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

①　法令及び地理の試験

１１月１日から１１月３０日まで。

②　法令のみの試験

ア　７月１日から７月３１日まで。

イ　１１月１日から１１月３０日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行うこととする。

ウ　３月１日から３月３１日まで。

（３）相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、（１）又は（２）の実施時に併せて行うことができるものとする。

３　出題範囲及び設問形式等

別添２のとおりとする。

４　試験実施後の取扱い

（１）合格者の取扱い

合格者に対しては、試験実施後２週間を目途に合格通知を発することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにするものとする。

（２）不合格者の取扱い

不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行うものとする。

５　申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

試験合格者にあっては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添３の合格証を発することとする。

なお、合格証の有効期限は、合格証の発行日から２年を経過する日もしくは、年齢が６５歳又は８０歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

Ⅳ　その他

１　Ｉに規定する試験は、原則として同時に行うものとする。

２　試験の実施日時、場所については、事前に公示するとともにＩ１に規定する試験の受験者及びＩ２に規定する試験の試験対象者あてに通知する。

３　２の受験者に対する試験実施通知には、試験区分及び営業区域を記載する。

４　２の試験対象者に対する試験実施通知において、審査基準公示Ｉ10のただし書きに基づき地理試験を免除する者に対しては、その旨を明らかにする。

５　試験結果は試験実施後２週間を目途に以下の事項について公表することとし、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。

（１）受験者数

（２）合格者数

（３）法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点

６　試験に欠席した者については原則として不合格とし、Ｉ２に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続を行うこととする。

附　則

この公示は、平成１４年２月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附　則（平成１６年１１月５日付け北海道運輸局公示第５１号）

この公示は、平成１７年１月１日から適用する。

附　則（平成１７年１２月２２日付け北海道運輸局公示第６０号）

この公示は、平成１８年１月１日から適用する。

附　則（平成２０年６月１３日付け北海道運輸局公示第２９号）

この公示は、平成２０年６月１４日から適用する。

附　則（平成２３年１２月２８日付け北海道運輸局公示第４２号）

１　この公示は、平成２４年４月１日以降に申請を受け付けたものから適用する。

２　改正前の公示により平成２４年３月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）については、３（３）の規定によらず処分を保留し、平成２４年７月１日から３１日までの間におけるいずれかの日に実施する試験を受験することができるものとする。なお、この場合の申請内容の確認は、同年９月１５日までに実施するものとする。

附　則（平成２７年１月２９日付け北海道運輸局公示第５３号）

１　改正後の公示は、平成２７年４月１日以降に実施する試験から適用する。

２　改正前の公示により、平成２７年５月に実施する予定であった譲渡譲受に係る試験については、平成２７年３月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成２７年１月３１日までに申請を受け付けた者とする。

附　則（平成２７年９月１８日付け北海道運輸局公示第２６号）

改正後の公示は、平成２７年１０月１日以降に申請等を受け付けたものから適用する。

附　則（令和６年１月２５日付け北海道運輸局公示第９３号）

改正後の公示は、令和６年１月２５日以降に申請等を受け付けたものから適用する。

（別添1）

年　月　日

北海道運輸局長　殿
（〇〇運輸支局長経由）

住　所
ふりがな
氏　名
生年月日
連 絡 先

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法（平成14年1月23日北海道運輸局公示第58号）」Ⅰ1に規定する試験を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1．試験区分（いずれかを〇で囲むこと。）

法令及び地理の試験　・　法令のみの試験

2．営業区域

3．運転経歴（新しいものから記載すること。）

（自） 年月日	（至） 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（営業所名）	ハイ・タク バス・他

4．試験通知等の送付先
郵便番号
住　所
氏　名

5．添付書類　自動車運転免許証の写し（表・裏）

（別添2）

出題範囲及び設問形式等

	法　令　試　験	地　理　試　験
出題範囲	別紙のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	○×方式及び語群選択方式	○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出 題 数	40問	30問
配　　点	1問1点	1問1点
合格基準	36点以上 （正解率90%以上）	正解率90%以上
試験時間	50分	50分

別 紙

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲

1 道路運送法関係

① 道路運送法
② 道路運送法施行令
③ 道路運送法施行規則
④ 旅客自動車運送事業運輸規則
⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）
⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）
⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）
⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成１４年４月５日付け国自旅第５号）
⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（北海道運輸局等の公示及び通達を含む。）

2-1 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）

① タクシー業務適正化特別措置法（第４４条から第４７条までに限る。）
② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第２８条から第３８条までに限る。）

2-2 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）

① タクシー業務適正化特別措置法（第４６条及び第４７条に限る。）
② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第３０条から第３８条までに限る。）

3 道路運送車両法関係

① 道路運送車両法
・第1条(この法律の目的)
・第11条(自動車登録番号標の封印等)
・第12条(変更登録)　・第13条(移転登録)
・第15条(永久抹消登録)
・第19条(自動車登録番号標の表示の義務)
・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)　・第41条(自動車の装置)
・第42条(乗車定員又は最大積載量)　・第47条(使用者の点検及び整備の義務)
・第47条の2(日常点検整備)　・第48条(定期点検整備)
・第49条(点検整備記録簿)　・第54条第1項、第2項(整備命令等)
・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)
・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)　・第61条(自動車検査証の有効期間)
・第62条(継続検査)　・第66条(自動車検査証の備付け等)
・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
・第69条第2項(自動車検査証の返納等)　・第70条(再交付)
② 自動車点検基準
・第1条第1号(日常点検基準)　・第2条第1号(定期点検基準)
・第4条(点検整備記録簿の記載事項等)
③ 道路運送車両の保安基準
・第29条(窓ガラス)　・第43条の2(非常信号用具)
・第43条の3(警告反射板)
・第43条の4(停止表示器材)
・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)
・第53条(乗車定員及び最大積載量)
④ 自動車事故報告規則
・第2条(定義)　・第3条(報告書の提出)　・第4条(速報)
⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
・③に掲げる条項について具体的に定める事項
⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（北海道運輸局等の公示及び通達を含む。）

（別添3）

個人タクシー試験合格証

氏　　名
生年月日

上記の者が、　　年　　月　　日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法」（平成14年1月23日北海道運輸局公示第58号）Ⅰに規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、発行日から2年を経過する日もしくは、年齢が65歳（80歳）に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

記

1．合格した試験区分

2．営業区域

年　　月　　日

北海道運輸局長